使用料の改定内容(コミュニティバス)

改定の内容

改定前					改定後							
コミュニティバス					コミュニ	ティバス						
	料金の区分	会の区分 料金			料金の区分		料金					
定額料	大人	1人1回の乗車につき 200円			定額料大人			1人1回の乗車につき 200円				
金	小人	1人1回の乗車につき 100円			金	小人		1人	1回の乗車につき	100F	円	
	幼児	(1) 大人又は小人の同何	半者である幼児2人			幼児		(1)	大人又は小人の同	伴者	である幼児2人	
		まで無料						まで無料				
	(2) 大人又は小人の同伴者である幼児3人 目以降1人1回の乗車につき 100円		半者である幼児3人					(2)	大人又は小人の同	伴者	である幼児3人	
							目以降1人1回の乗車につき 100円					
(3) 幼		(3) 幼児の単独乗車1/) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき					(3) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき				
		100円						1	00円			
	乳児	無料				乳児	児無料					
	障害者及び大人	1人1回の乗車につき	100円			障害者及び	大人	1人	1回の乗車につき	100F	-	
	その介護者小人	1人1回の乗車につき	50円			その介護者	小人	1人	1回の乗車につき	50円	3	
	市内に住所を有す	1人1回の乗車につき	100円			市内に住所	を有す	1人	1回の乗車につき	100F	-	
	る満70歳以上の者					る満65歳以	上の者					
持参人	А	暦月 5,000円			持参人	А		暦月	5,000円			
式定期	В	暦月 2,500円			式定期	В		暦月	2,500円			
券					券							
備考				亻	 備考			•				
6	この表において、	「持参人式定期券」とは、	次に掲げる種類の氏		6 5	の表におい	ر, ۲	持参力	人式定期券」とは、	次に	:掲げる種類の氏	

名を特定しない定期券で、それぞれ当該各号に規定する使用できる

者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することに

名を特定しない定期券で、それぞれ当該各号に規定する使用できる

者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することに

より使用することができるものをいう。

(2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満 70 歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券

より使用することができるものをいう。

(2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満 65 歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券

改定の適用日

令和4年4月1日

問い合わせ先

協働推進課 ☎587-6043